



神奈川県

KANAGAWA

せいかつほご 生活保護のしおり

せいかつほご りょう 生活保護を利用するにあたって知っておいていただきたいことや、ひつよう てつづ 必要な手続きについて書いてあります。



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

れいわ ねん がつばん
令和7年10月版

もく 目

じ 次

生活保護とは	1
保護を利用するには	1
保護費の決め方	3
保護の種類について	4
収入認定額について	5
保護利用中の権利と義務について	7
保護利用中特に注意すること	12
病院へのかかり方	13
介護扶助について	15
保護費の支給について	17
保護開始決定時の手続きについて	17
申告書等の記入例 収入（無収入）申告書	18
保護変更申請書	20
資産申告書	21
通院申告書	22
就労自立給付金	23
進学・就職準備給付金	24
相談・連絡先	25

生活保護とは

くに けんぽう じょう りねん もと せいかつ こま ひと たい けんこう ほんかてき
国が、憲法25条の理念に基づいて、生活に困っている人たちに対して、健康で文化的な
さいていげんど せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく ひつよう えんじょ
最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な援助をすることを
もくてき せいど
目的とした制度です。

●保護を利用するには

ほ ご りょう
保護を利用するときは、自分の持っている能力（働くこと）、資産（貯金・土地等）、そ
の他あらゆるものを自分の生活のために活用することが必要です。また、扶養義務者からの
えんじょ た ほうりつとう きゅうふ ほ ご ゆうせん
援助や他の法律等による給付は保護に優先します。

【資産について】

げんそく ほゆう みと かつよう おも つき
原則として保有が認められず、活用していただく主なものは、次のとおりです。

◆土地・家屋

- けん せたい きよじゅうよう やくだ しおぶんか ち りょう か ち ひかく
・現に世帯の居住用に役立てているものであっても、処分価値と利用価値を比較して、
しょぶん か ち いちじる おお と ち およ か おく
処分価値が著しく大きい土地及び家屋。
- げん きよじゅう か おく じぎょうよう しょう と ち およ か おく
・現に居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。
- ちいき のうか へいきんこうさくめんせきいじょう げん しゅうえき あ たはた
・その地域の農家の平均耕作面積以上、あるいは現に収益を上げていない田畠。
- ようほこせたいむ ふどうさんたんぼがたせいかつしきん りょう かのう
・要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なもの。

◆自動車

- しょう も かた こうきょうこうつうきかん りょう いちじる こんなん ちいき すま かた
・ただし、障がいをお持ちの方や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住いの方
つうきん つういん ひつよう ぱあいとう ほゆう みと ぱあい そうだん
の通勤・通院などに必要な場合等に保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。

◆オートバイ

- そはいきりょう い か およ げんどうきつきじてんしゃ ほゆう みと
・ただし、総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認め
ばあい そうだん
られる場合があるので、ご相談ください。

◆生命保険

- ほけんきんがく ほけんりょうおよ かいやくへんれいきん たがく ばあい ほゆう みと せいめい
・保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。（ただし、保有が認められた生命
ほけん かいやくへんれいきん ほけんきん う と う ほ ご ひ はんない
保険であっても、解約返戻金や保険金を受け取ったときは、すでに受けた保護費の範囲内
きんがく ほけんふくしじむしょ へんかん ひつよう
の金額を保健福祉事務所に返還していただく必要があります。）

◆その他

- 家族構成や一般世帯の所有状況から判断して、必要と認められた生活用品以外のもの。

【能力について】

- 働くことのできる方は、働いて収入を得ることが必要です。（病気の方は療養に専念し、治すための努力をしてください。）

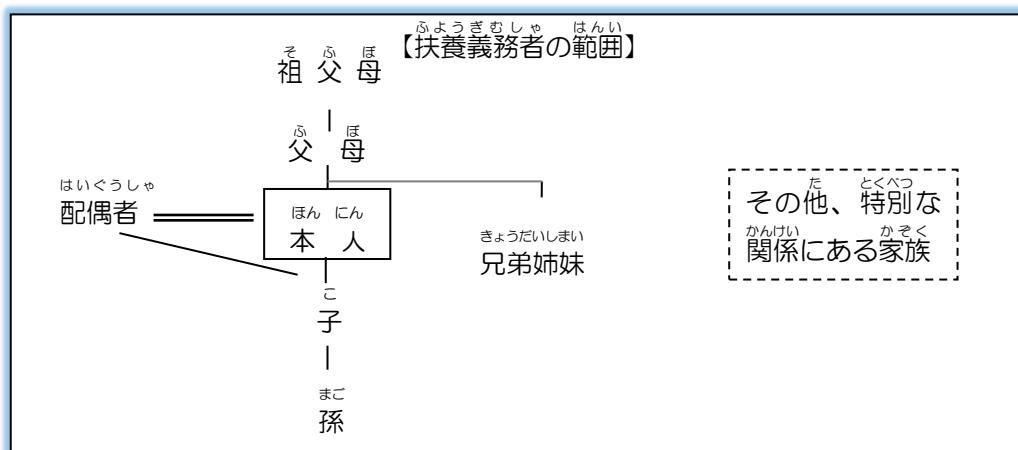
【他の制度】

- 健康保険、年金、各種手当等生活保護法以外の法律や制度を利用できる場合は、まずこれらを利用することが必要です。

【扶養義務者からの援助について】

- 親子・兄弟姉妹等民法上扶養義務のある方と相談し、可能な範囲で援助を受けてください。援助を受けることができる場合は、保護に優先し活用されます。特に扶養義務の関係が強い別居中の配偶者や義務教育修了前の子どもの親からは、特別な事情がない限り援助を受けるよう努めてください。

- 保健福祉事務所が扶養の期待性があると判断した扶養義務者の方に対して、援助の可能性について照会を行うことがあります。家庭内暴力、虐待、著しい関係不良等の経緯がある場合や、特別な事情がある場合は、ご相談ください。



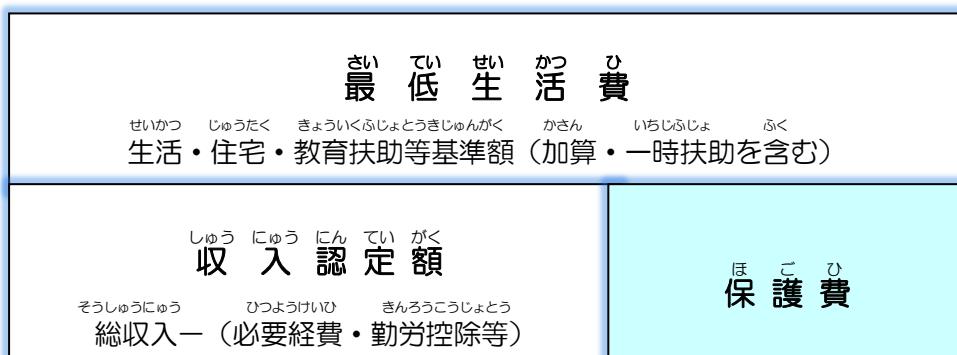
【保健福祉事務所が行う調査について】

◆保護の決定や実施等のため、収入の状況、課税状況、預貯金や保険、不動産などの資産の状況、年金などの社会保障給付の状況、病状や健康状態などについて調査を行います。

※調査はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合もあります。

●保護費の決め方

お住まいの地域や世帯の状況に応じて、国が定めた最低生活費（生活に必要な費用の合計額）と収入認定額をくらべて、足りない部分を保護費として決定します。



※最低生活費は、世帯員の年齢や人数、家賃額などによって算定されます。また、世帯員の入院、入所など、世帯の状況の変化により変更する場合があります。

※保護の開始決定は、申請のあった日から原則として14日以内（但し、調査に日時を要する場合や、特別な理由がある場合は30日以内）に通知します。

※保護の申請時や保護開始後、保健福祉事務所の担当者が定期的に家庭訪問を行います。

●保護の種類について

1 生活扶助		衣食、その他日常生活に必要な費用
2 住宅扶助		家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用
3 教育扶助		学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4 医療扶助		けがや病気の治療に必要な費用
5 介護扶助		介護を受けるために必要な費用
6 出産扶助		出産に必要な費用
7 生業扶助		技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8 葬祭扶助		葬祭に必要な費用 (葬祭を行った扶養義務者がなく、保護を利用していける方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など)

◆保護費は目的のとおりに使用してください。

住宅扶助費（家賃等）や教育扶助費（給食費等）、介護保険料加算などは、それぞれの支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認められません。滞納等がある場合は、必要に応じて代理納付を行います。

【加算・一時扶助について】

特別な需要によって、次のようなものが加算または支給されます。

◆主な加算

母子加算・・・母子・父子世帯等

障害者加算・・・重度の障がい者等

児童養育加算・・・18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している者

◆主な一時扶助（支給要件があります。）

被服費・・・布団・被服・おむつ等

入学準備金・・・小・中学校に入学する際の入学準備金

高等学校等への入学準備のための費用

家具什器費・・・家具・炊事用具・食器・冷暖房器具等（保護開始時に持ち合わせがない等の場合に限る）

期末一時扶助費・・・越年するための一時金

転居の費用・・・敷金・運搬費等

住宅維持費・・・屋根やたたみ、風呂等の修理費



● 収入認定額について

働いて得た収入、年金や手当、資産活用による収入、仕送り等については、これらの収入を得るために必要な経費を差し引いて収入認定額とします。また、働いて得た収入については、必要経費・勤労控除を差し引いたものを収入認定額とします。

【必要経費】

社会保険料・所得税・労働組合費・交通費や、農業・自営業等を営むために必要な経費などがあります。

【勤労控除】

基礎控除・・・収入額により控除額が決まっています。収入額が多くなれば、控除額も多くなるように決められています。

- ◆新規就労控除・・・学校を卒業した方が継続性のある職業についての場合や、入院その他やむを得ない事情のために3年以上就労しなかった方が継続性のある職業についての場合に、6か月間に限り控除します。
- ◆20歳未満控除・・・20歳未満の方について控除します。ただし、単身者などの場合は適用されません。
- ◆その他の控除・・・託児費、国民年金の受給権を得るために必要な任意保険料、他法・他施策などによる貸付金の償還金などで、真に必要やむを得ないものに限り、最小限度の額を控除します。

保護利用中の権利と義務について

保護は、最低生活の維持のための給付であり、保障される権利が与えられています。

その一方で、保護を利用する方には守っていかなければならない義務もあります。

【保護利用中に保障されること】

●権利

- ◆正当な理由がなければ、すでに決定された保護は、不利益に変更されることはありません。
- ◆保護金品に対して税金等をかけられることはできません。
- ◆保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはできません。
- ◆保健福祉事務所長が決定した保護の内容について不服があるときは、県知事に対して所定の手続きにより審査請求することができます。

【保護利用中に守っていただくこと】

●義務

◆自分の生活をより良くするための努力をすること

はたらかたはたらしうにゅうえどりょくひょうきとうはたらかたりょうようせんねん
働くことのできる方は働いて収入を得る努力を、病気等で働けない方は療養に専念
し、自立に向けた努力をしてください。

ほごりょうちゅうじぶんけんこうほじそうしんつどけいからくかけいけんこうよ
保護利用中は、自分の健康保持・増進に努め、計画的に家計をやりくりし、健康でより良
い生活状態を作りあげるよう努めましょう。

◆保健福祉事務所への届出の義務を守ること

せいかつほごほうだいじょうもとしゅうにゅうしじゅつたせたいじょうきょうへんどう
生活保護法第61条に基づき、収入や支出その他世帯の状況に変動があるときには、
すみやかに保健福祉事務所へその旨の届出を行ってください。

せたいぬしはたらねんれいかたぎむきょういくしゅうりょうこさいいじょうこうこうせいとうみせいねん
※世帯主だけでなく、働く年齢の方（義務教育終了後の15歳以上、高校生等未成年
も含む）が世帯にいる場合、保護開始時は『「生活保護のしおり」説明確認書』（最終

ページ
頁にあり)を提出していただきます(全員、自筆で記入してください)。

※保護利用中に働く年齢となった方や働く年齢の方が転入した場合は、別途
「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」を提出していただきます(自筆
で記入してください)。

(1) 「収入(無収入)申告書」について(18・19ページに見本あり)

保護費以外の収入を得たとき、あるいは何も収入を得ていなくても、世帯全員の
収入状況を「収入(無収入)申告書」に記載し、保健福祉事務所に提出してください。
なお、記入した収入を証明する資料も添付してください。

～例～

- 就労が可能と判断される方、求職活動を行っている方(収入の有無に関わらず、
求職活動状況報告書裏面に記載し、原則毎月提出)。
- 新たに働き始めたときや働いている会社が変わるなど、給与額が変わる見込みの
あるとき。
- 働いていて収入に変動があったとき(賞与等も申告してください)。
- 財産を処分したときや、親族からの仕送りなど臨時の収入を得たとき。
- 新たに年金や手当、仕送り等の収入を得たときや、その金額が変わったとき。

※年金や手当、仕送り等の収入金額に変わりがないときや、保護費以外に収入がない場合も、少なくとも12箇月ごとに申告書を提出してください。

① 高校生のアルバイト収入について

高校生がアルバイトをして得た収入も必ず申告してください20歳未満の方には
「20歳未満控除」や「基礎控除」等が適用されます。

また、事前に保健福祉事務所から承認が得られた場合は、クラブ活動費の一部、私立高校における授業料の不足分、学習塾費、高校卒業後に進学を考えている場合その進学費用としての貯蓄分等を、収入認定額から除外することもできます。詳しくは、地区担当員にお尋ねください。

ただし、収入申告をせず、後からその収入が判明した場合には、原則その分の
保護費を全額返していただくこととなりますのでご注意ください。

② 課税調査等による収入額の調査を行います

保健福祉事務所では、収入状況を確認するため、生活保護法第29条の規定に基づき、毎年課税状況の調査を行います。また、必要に応じて、関係先（就労先、年金事務所等）へ調査を行います。

事實を偽ったり隠したりして収入の申告が適正に行われていないことが明らかになった場合は、不正に受けた保護費を保健福祉事務所が徴収します。また、徴収金について、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることや、詐欺罪等で告訴する場合があります。

(2) 「保護変更申請書」について（20ページに見本あり）

支出その他生計あるいは世帯の状況に変動があったときには、すみやかに保健福祉事務所に「保護変更申請書」を提出してください。

～例～

- ・病気やけがで病院等へかかるとき、入院、退院や転院をするとき。
- ・出生、死亡、転入、転出等の理由で家族に変動があったとき。
- ・出産、生業、葬祭、住宅の修理等特別な費用が必要なとき。
- ・介護サービスを利用するとき。（その他、介護事業者の変更や介護サービスの種類に変更があったときなど。）

(3) 「資産申告書」について（21ページに見本あり）

世帯の資産（現金、預金、動産、不動産等）について、12箇月ごとに資産申告書を保健福祉事務所に提出してください。なお、申告いただいた内容によっては資産を証明する資料の確認が必要となります。また、必要に応じて、関係先へ調査を行います。

◆保健福祉事務所の指導・指示に従うこと

保健福祉事務所では、次のようなとき、口頭又は文書で指導・指示を行います。保護利用中の方はこれに従う義務があります。

(1) 就労についての指導・指示

- 健康状態等からみて、働くことができるにもかかわらず、正当な理由もなく働くかいであるとき。
- 働いていても、収入増加を図るための十分な努力（転職も含む）をしていないとき。

(2) 療養上の指導・指示

- 病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき。
- 主治医や保健福祉事務所の医師の意見にもとづき、入院・退院・転院が必要と認められるとき。
- 健康状態等を確認するための検診命令に従わないとき。

(3) その他の指導・指示

- 売却等により利用する必要のある資産等を処分しないとき。
- 扶養義務者が援助の申し出をしているにもかかわらず援助を受けないとき。
- 利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- 保健福祉事務所への届け出の義務を守らないとき。
- その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき。

◆保護費の返還を求められた場合、速やかに返還すること

次の場合、すでに支給された保護費の範囲内（医療費等現物で支給されたものも含む）で、得た収入の全部又は一部を保健福祉事務所へ返還してください。

- 急迫した事情のため、不動産や自動車等の資産があるにもかかわらず保護を受けた場合で、その資産を処分するなどにより収入を得たとき。
- 加入していた生命保険の保険金又は解約返戻金等を受領したとき。
- 保護の開始後に、過去に遡って年金や手当、補償金等を得たとき。
- その他、保護の変更により、決定した保護費より多く保護費を支給されていたとき（その差額を返還してください）。

※返還金については、保健福祉事務所との協議の上、「保護金品等を返還金の納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、返還金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。



保護利用中 特に注意すること

◆事實を 偽ったり隠したりして不正に保護を利用したときは、保健福祉事務所が

法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を 徴収します

(徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすること

があります。)。また、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には、詐欺

罪等で告訴する場合があります。

※徴収金については、保健福祉事務所との協議の上、「保護金品等を徴収金の

納入に充てる旨の申し出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は

申出内容の変更を行わない限り、徴収金を全て納付するまで保護金品等から

支払いに充てることができます。

◆保健福祉事務所が、保護を適用する上で必要と認め行う文書による指導・

指示に正当な理由がなく従わない場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の

変更や停止・廃止を行なことがあります。

◆資産状況、健康状態等を調べるための調査や検診命令に従わない場合

は、保護の変更や停止・廃止を行なことがあります。

◆交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者の行為を原因として医療

行為や介護サービスを受けた場合、相手が誰であっても、また自分の過失の

だいしょく かか ほけんふくしじむしょ とどけ
大小に関わらず、保健福祉事務所に届出をしてください。

◆暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護を利用できません。

病院へのかかり方

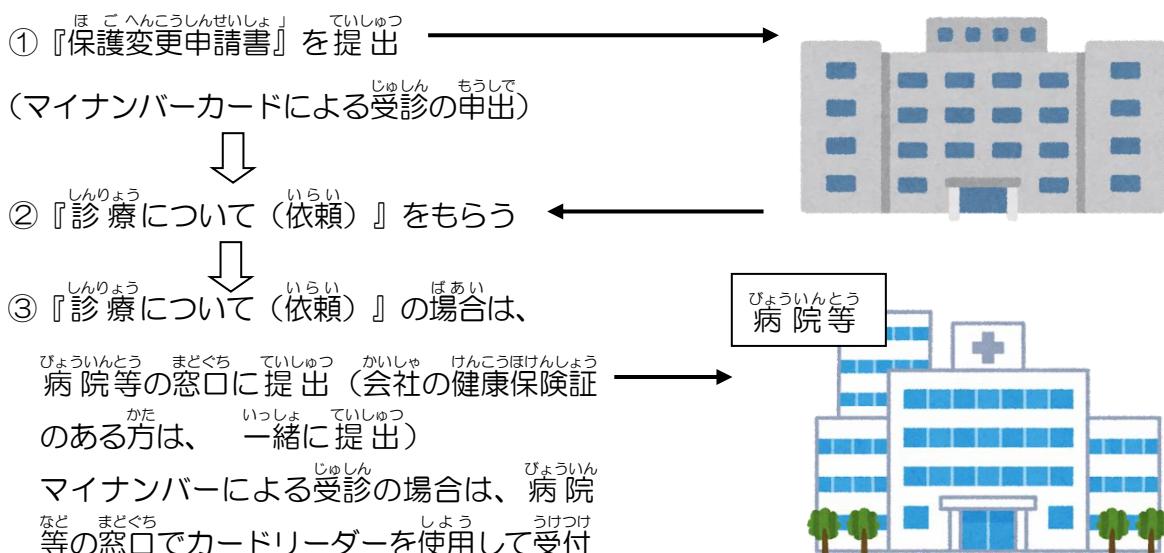
◆役場で発行している「国民健康保険証」は、保護を利用している期間は使用できませんので、至急役場に返してください。（会社の健康保険は利用できます。）

◆できるだけ近隣の、生活保護法で指定されている病院・診療所（指定医療機関）で受診してください。やむを得ず遠くの指定医療機関で受診しようとする場合は、事前に保健福祉事務所に相談してください。

なお、一般病床200床以上の指定医療機関の受診については、文書による紹介がある場合、緊急その他やむを得ない事情がある場合、診療科目が当該病院のみにしかない場合、当該病院への受診が必要と判断された場合に限られるので、ご留意ください。

【手続き】

まち
町
むら
村
やく
役
ば
場
ほけんふくしじむしょ
保健福祉事務所



◆同じ指定医療機関に続けてかかる場合は、あらためて手続きをする必要はありませんが、1ヶ月以上間があく場合は最初と同じ手続きをとってください。

◆次の場合は、必ず保健福祉事務所まで連絡してください。

- ・病院等から処方せんをもらい、薬局で薬を受け取るよう指示されたとき。
- ・病気やけがが治ったときや、治療を中断したとき。
- ・入院や退院、又は転院したとき。

◆ 急病のため夜間や休日に病院等にかかる場合や、傷病等の状態により保健福祉事務所へ事前の連絡ができない場合は、別にお渡ししてある『受給者証（休日・夜間緊急受診証）』を病院等へ提出してください。『受給者証（休日・夜間緊急受診証）』を利用した場合は、必ず保健福祉事務所へ連絡してください。

◆ 次の場合、必要に応じてその費用を支給することができますので、事前に保健福祉事務所へ申請してください。

通院費………交通費がかかるときは、『通院申告書』（22ページに見本あり）
を提出してください。
治療材料費………メガネやコルセット等治療の一環として治療材料費を必要とすると
きは、あらかじめ『保護変更申請書』を提出してください。

◆ 後発医薬品の使用についてお願ひ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用普及については、国全体で取り組んでいます。このため、保護においても、その取り組みの一環として、医師が後発医薬品への変更を不可としていない（一般名処方を含む）場合は、後発医薬品を原則として使用していくだけにしています。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、原則後発医薬品を使用してください。

また、先発医薬品の自己負担による希望について、診療及び処方が生活保護の医療扶助によって給付されている場合、調剤のみを切り離して自己負担とすることは認められません。

介護扶助について

【介護扶助とは】

◆ 65歳以上の方は、保護を利用していても、介護保険に加入することになります。介護が必要になったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます《第1号被保険者》。自己負担の一割分は、介護扶助として保護で負担します。

◆ 医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方も介護保険に加入することになります《第2号被保険者》。加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となったときには、介護保険から必要なサービスが受けられます。自己負担分は、介護扶助として保護で負担します。

◆ 医療保険に加入していない40歳以上65歳未満の方は、介護保険に加入することはできません《被保険者以外の方》。介護が必要となったときには、「障害者総合支援法」（正式名：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）による自立支援給付等の他法が優先適用となります。ただし、加齢に伴う疾病（特定疾病）により介護が必要となった方で、他法による給付が受けられない場合には、保護の介護扶助で、必要なサービスを受けられます。介護保険に相当する範囲内でサービスが受けられ、この場合の費用は保護で負担します。

40歳～65歳未満の方		65歳以上の方
医療保険 未加入者	介護保険の被保険者以外の方 (介護扶助10割給付) ※保護利用者の大多数は、医療保険の未加入者（国民健康保険の適用除外）であるので、介護保険の被保険者となりません。 ※障害者総合支援法による自立支援給付等が優先適用となります。	介護保険第1号被保険者 (介護保険9割十介護扶助1割)
医療保険の 被保険者	介護保険第2号被保険者 (介護保険9割十介護扶助1割)	

【サービス利用の手続き】

◆介護サービスを受けるには、介護が必要な状態である旨の認定を受ける必要があります。

①第1・2号被保険者の場合、市町村（介護保険窓口）への要介護認定申請のほかに、
保健福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。要介護認定の結果や居宅介護サービス計画（ケアプラン）をもとに介護扶助を決定します。

②被保険者以外の方は、保健福祉事務所へ介護扶助の申請をしてください。

◆ケアプランを作成する際には、指定介護機関の中から事業者を選定していただくことになりますので、事前に保健福祉事務所へご相談ください。

【保険料とその納め方】

◆介護保険制度は、必要なサービスを社会全体で支えるために、加入者みなさんが保険料を納めます。保護を利用されている方も、①65歳以上の方、②医療保険に入っている40歳以上65歳未満の方は、介護保険の被保険者となりますので、保険料を納めていただきます。被保険者以外の方は、保険料を納める必要はありません。

◆老齢年金などを受給している方は、年金から介護保険料が天引きされます。ご本人が市町村へ直接支払う必要はありません。年金収入が少なくなった分は、保護費として保健福祉事務所から支給します。なお、天引きの対象となるのは、月額1万5千円以上の老齢年金などを受給している方です。

◆その他の方は介護保険料を、納付月に保護費に上乗せして保健福祉事務所から支給しますが、保健福祉事務所では、必要に応じ、介護保険料の代理納付を行っています。

ほ ご ひ し き ゆ う 保護費の支給について

はじ ほ ご ひ 初めての保護費は、ほ ご か い し け つ て い つ う ち し ょ き さ い し き ゆ う 保護開始決定通知書に記載のとおり支給されます。

じ かい ま い つき げ ん そく 次回からは毎月原則5日（定例支給日）に支給されます。原 則、口座

ふ り こ み 振込となります。ほ ご ひ や く ば し し ょ とう ま ど ぐ ち う と 保護費を役場（支所）等窓口で受け取るときは、

い ん か ん 印鑑、「ほ ご か い し け つ て い じ て つ づ 保護決定通知書」、その他（
た じ さ ん ）を持参

してください。

ほ ご か い し け つ て い じ て つ づ 保護開始決定時の手続きについて

ほ ご り よ う 保護を利用することが決まったときは、必要に応じて次の手続きをとってください。

◆役場での手続き

- こくみんけんこうほけんつか 国民健康保険は使えなくなりますので、こくみんけんこうほけんしょう やくばかえ 国民健康保険証を役場へ返してください。

- こていしさんぜい じゅうみんぜい こくみんねんきんほけんりょうとう めんじよ ばあい 固定資産税、住民税、国民年金保険料等は免除になる場合があり ますので、めんじょしんせい てつづ やくば そうだん 免除申請の手続きについては役場にご相談ください。

◆その他の手続き

- ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免がありますので、てつづ 手続きをしてください。

しんせいしょとう きにゅうれい
申請書等の記入例

おもて めん
表 面

収入 (無収入) 申告書

○ 年 ○ 月 ○ 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

申告書 住 所 ○○町○○123
氏 名 神奈川○郎

私の世帯の総収入は下記のとおり相違ありません。

働いて得た収入			
働いている者の名前		○郎	○子
仕事の内容		店員	内職
見込	4月分	収入 必要経費 就労日数	130,000 13,000 24日
	3月分	収入 必要経費 就労日数	140,000 14,000 26日
	2月分	収入 必要経費 就労日数	130,000 13,000 24日
前3か月分	1月分	収入 必要経費 就労日数	120,000 12,000 22日
	4月分	収入 必要経費	100,000
	3月分	収入 必要経費 就労日数	0
前3か月分	2月分	収入 必要経費	0
	1月分	収入 必要経費	0
その他の収入(恩給・年金・雇用保険法による給付・仕送り・その他)			
収入を得ている人の名前		○子	
収入の種類		○○年金	
見込	4月分	収入 必要経費	100,000
	3月分	収入 必要経費 就労日数	0
	2月分	収入 必要経費 就労日数	0
前3か月分	1月分	収入 必要経費	0
その他今後3か月以内に入る見込のある収入		内 容	収入見込額 収入見込時期
		円 月頃	

かそく なまえ か
家族の名前を書く
しゅうにゅう ばあい
※ 収入がない場合
は「0円」と書く

直近の
4か月間
を書く

しゅうにゅう むしゅうにゅう しんこくしょ
収入(無収入)申告書

うらめん
裏面

参考事項 (収入・必要 経費等につ いての説明)	(給与明細書、賞与明細書、年金改定 通知書の写を添付してください。) 上記の資料として次のものを添付します。 (1)給与明細書 (2) (3)
働いて得た 収入がない人 とその理由	(この欄は、中学生以下の人は記入する必要はありません。) <input checked="" type="radio"/> 江 入院中のため <input checked="" type="radio"/> 子 高齢のため

注意

- 保護の決定又は実施のために必要があるときは、生活保護法第 29 条の規定に基づき、関係先へ調査することがあります。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 78 条の規定に基づき、それまでに受給した費用を徴収される他、同法第 85 条又は刑法の規定に基づき処罰されることがあります。

第2号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

保 護 変 更 申 請 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿
申請者 住所(居所) 〇〇町〇〇 123
氏名 神奈川 ○郎

(申請者と保護の
変更を必要とする
者の関係)
1 本
2 扶養義務者
3 同居の親族

次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

被保護者	性別	年齢	住所(居所)
世帯主氏名 神奈川 ○郎	男・女 <input checked="" type="radio"/>	50	〇〇町〇〇 123
保護の変更 を必要とする 者 " 〇子	男 <input checked="" type="radio"/>	70	同上
保護の変更 を必要とする 理由	<p>[例] (転入の場合) 〇子が〇月〇日転入しました。</p> <p>[例] (住宅扶助の申請) ・敷金・家賃を支給してください。 ・屋根の修理をしてください。</p> <p>[例] (医療機関へかかるとき) ・腹痛のため〇〇病院へ受診します。</p> <p>[例] (介護サービスを利用するとき) ・訪問介護を利用します。</p>		

備考 保護の変更を必要とする理由が転入、出生等による世帯員の増加の場合は、保護の変更を必要とする者欄に個人番号も記入してください。

資産申告書

○年○月○日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住所 ○○町○○123
申告書 氏名 神奈川○郎

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

家屋	自己の居住用	有無	面積	所在地	所有者
	その他の家屋				
土地	自己の居住用宅地	有無			
	その他の宅地				
田畠		有無			
煙草		有無			
山林・その他		有無			
自動車 (自動二輪を含む)	有無		車種(車名)	排気量	年式 cc
現金	有無		預金先(店名)	口座番号	口座名義人
預貯金	有無		○○銀行 (○○支店)	123456	神奈川○郎
生命保険	有無		契約先(保険名)	契約者	被保険者名
その他の保険	有無				保険金額
有価証券類	有無		種類	額面	(月額)保険料
貴金属その他 高価なもの	有無		品目		評価概算額

せたいいんせんいん
世帯員全員の
こうざじょうほう
か
口座情報を書く

通院申告書

○ 年 ○ 月 ○ 日

神奈川県 保健福祉事務所長 殿

住 所（居所） ○○町○○ 123
 申請者 氏名 神奈川○子

次のとおり申告します。

患者名	神奈川○子		住 所	○○町○○ 123	
指 定 医 療 機 関	○○病院		指定医 療機関 所在地	○○市○○ 1-23	
3 月 分	1	2	3	4	⑤
	8	9	10	11	⑫
	15	16	17	18	⑯
	22	23	24	25	⑭
	29	30	31		

経 路 例 交通機関
費用 (片道) ○ バス ××前 ○ 口口駅 — JR ○ △△駅 — バス ○○前

交通経路

○○ ————— バス ————— ○○ 病院前

片道○○円(現金)

げんきんか I C カードか
か二どか
わかるように書く

就労自立給付金

保護利用中に、安定した生活が継続できる職業に就いたことにより、保護を必要としなくなったと保健福祉事務所が判断した方から、申請をいただくことで、就労自立給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、保護の廃止の直前に行っていただき、給付金は、保護の廃止決定時又は廃止後速やかに支給されます（保護の廃止後も申請できます）。

※給付金の支給を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときは、時効によって消滅します。

※過去に給付金の支給を受け、3年を経過していない方は、支給対象とはなりません。ただし、就労していた会社等の倒産や事業の廃止などやむを得ない理由（疾病等自己都合による場合は除きます）がある場合は対象となることもあります。

※辞退によって保護が廃止となった方は、給付金の支給対象とはなりません。

◆支給額は、保護廃止まで6ヶ月間の収入認定額や世帯人数によって計算されます。単身世帯の場合、支給の下限は2万円、上限は10万円、2人以上の世帯の場合、支給の下限は3万円、上限は15万円となります。

◆保健福祉事務所は、給付金の支給を適切に行うため、必要があるときは、保護利用中若しくは保護利用終了後、雇主その他の関係する人に、安定した職業に就いた事実や就労収入の額等必要な事項の報告を求めことがあります。

◆事実を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、保健福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）

進学・就職準備給付金

保護利用中に、高等学校等を卒業し大学等に進学する方、高等学校等を卒業後、就職して自立する方は、進学・就職準備給付金の支給を受けられます。

◆この給付金の申請は、大学等へ確実に入学すると見込まれる対象者、安定した職業に確実に就くと見込まれる対象者その他これに準ずる対象者が、生活保護世帯員である間に行っていたとき、給付金は、申請のあった日から14日以内、ただし、進学先等の調査に時間を要する等特別な事由がある場合は、30日以内に決定し、支給されます。

※給付金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅します。また再支給はできません。

◆支給額は、次の通りです。
進学・就職に伴い転居する方 【30万円】
現在の自宅から通学・就職する方 【10万円】

※奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになります。
進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から通学する方の世帯については、住宅扶助費の減額はありません。

◆事実を偽ったり隠したりして不正に給付金の支給を受けたときは、保健福祉事務所が法第78条に基づき不正に受けた給付金の全部または一部を徴収します。
(徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。)

相談・連絡先

◆保健福祉事務所の担当者が定期的にあなたの家庭を訪問しますので、日頃の心配ごと等、どんなささいなことでも遠慮なく相談してください。また、役場や地区の民生委員もいろいろな相談にのってくれます。

◆保健福祉事務所や役場の担当員、民生委員は、あなたの相談ごとを他人に漏らすことを法律で禁止されていますので、安心して相談してください。

あなたの担当は

保健福祉事務所

か課 (☎) _____)

担当員名 _____

町(村)役場

か課 (☎) _____)

担当員名 _____

担当民生員名 _____

(☎) _____)



(保健福祉事務所保管)

「生活保護のしおり」説明確認書

生活保護利用中の権利・義務及び所定の手続き等について、説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する、次の事項について改めて説明を受けたので、□にチェックし、署名します。

□健康の保持・増進に努め、また収入・支出などの生計の状況を知り、生活をより良くするよう努めます。

□生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、保健福祉事務所長に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。

□世帯主だけではなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても保健福祉事務所に申告する義務があることを了承し、私と私の世帯員のすべての収入について、保健福祉事務所に申告します。

□世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、保健福祉事務所に速やかに申告します。

□保健福祉事務所が実施する調査（収入、課税、資産、社会保障給付、健康状態など）はマイナンバーを利用した情報連携により行う場合があることを理解しました。

□家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は、代理納付を了承します。

□保護の目的達成や決定実施のために保健福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。

□事実を偽ったり隠したりして、不正に保護を利用した時は、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と保健福祉事務所に判断された場合も含む。）

□保護費の返還を求められた場合は、速やかに返還します。

□暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

年 月 日

（説明を受けた方） 氏名 _____

（説明した人） _____ 保健福祉事務所 氏名 _____

(参考) 生活保護法

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第77条の2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき(徴収するべきこととし厚生労働省令で定めるときを除く。)は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。

第78条の2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品(金銭給付によって行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第77条の2第1項(中略)の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

(参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2~5 (略)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課 電話(045)210-4912(直通) FAX(045)210-8859
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表) 内線4912~4916